

負担金検証調書【令和7年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	地方税共同機構負担金			市の担当部課	市民部 税務課・収納課		問い合わせ先	0568-44-0314(税務課) 0568-44-0316(収納課)
負担金の金額	予算額	6,558,000 円	当初交付額	6,110,297 円	決算額	6,110,297 円	前年度決算額	4,851,620 円

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	地方税共同機構	(法人格の有無)	有	代表者	理事長 吉村憲彦	所在	東京都	
	構成団体	全国の地方団体							
	設置の根拠	地方税法(昭和25年法律第226号)							
	意思決定の方法	理事長が機構を代表しその業務を総理する。(理事長は都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織が選定する者で構成された代表者会議が任命する)							
事務局の体制等	所在	東京都千代田区麹町4丁目2番地6			代表者	理事長 吉村憲彦			
	事業資金の管理責任者		理事長が任命した出納責任者		事業資金の管理者		理事長が任命した出納員		
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか?			完全準拠でない 場合の内容等				
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述		代表者会議の決議を経た「業務方法書」に基づき理事長が決定する。他に、定款の変更や予算、決算、役員の報酬及び退職金、その他特に必要と定めた事項については代表者会議で決定する				証拠書類 の有無	有
	事業資金等の保管方法		地方税共同機構会計規程により、理事長が任命した出納責任者及び出納員が管理						

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)	地方税の電子申告、電子納付等を取り扱う地方税ポータルシステム(eLTAX)の開発及び運用。自動車税関係システムの運営管理及び軽自動車税関係手続きの電子化。地方税電子化の推進。地方税共通納税システムの運用(地方税統一QRコード(eL-QR)を用いた電子納付の導入によるeLTAX内の特設サイト(地方税お支払いサイト)やスマートフォンアプリ決済等の運用)。
(犬山市の役割)	負担金の内訳…基礎負担金 87,000円、電子申告等関係費負担金 3,804,000円、eLTAX次期更改準備資金 0円、国税連携関係費負担金 221,000円、経由機関業務関係費負担金 131,000円、扶養親族等申告書印成費負担金 1,565円、車体課税関係費負担金 1,126,000円 計 5,370,565(税務課) 共同収納手数料 739,732円(内訳:ゆうちょ銀行分144,154円、その他金融機関分391,308円、アプリ利用分204,270円)(収納課)
事業実績 (具体的な手法)	地方税の電子申告、電子納付等を取り扱う地方税ポータルシステム(eLTAX)の開発及び運用。自動車税関係システムの運営管理及び軽自動車税関係手続きの電子化。地方税電子化の推進。eL-QRの認知向上による共通納税システムの利用増加。
負担金を交付して 市が得たメリット	eLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて公的年金特別徴収、公的年金支払報告書、給与支払報告書、法人市民税、償却資産申告書等の地方税電子申告及び確定申告書等のデータを取得することができた。また、eL-QRを利用して地方税お支払いサイト、スマートフォンアプリ決済、金融機関窓口からの納付が行われた際のデータ集約化、納税者の利便性を向上することができた。

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)		6,110,297 円		精算の有無		無		精算(返還)額		0 円		精算後の負担金の額		6,110,297 円		
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)					収入額		17,761,748,000 円		支出額		18,133,449,159 円		余剰額		△ 371,701,159 円	
構成員の負担割合(根拠)				地方税共同機構負担金規程に定められている。基礎負担金は人口1人当たり1円として換算した額に決められた定数を乗じた額。その他の負担金については人口、税収・納税義務者数等から算出する												
余剰額が発生した場合の取扱い				地方税共同機構負担金規程に余剰金の取り扱いに関する規定はなく、繰越金として取り扱われる。 なお、各負担金の算定に過年の決算値を使用するため余剰金は緩やかに更正される									繰越額		0 円	
交付先における収入の状況(精算前の額)				負担金 18,133,449,159円												
交付先における 支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)				決算(実績)										
		積算等		金額		積算等		金額		契約の方法、相手方等						
	役員報酬等	役員報酬、給与手当、退職給付費用、賞与引当金繰入		820,805,000 円		役員報酬、給与手当、退職給付費用、賞与引当金繰入		670,050,443 円		役員、職員						
	福利厚生費等	福利厚生費、旅費交通費		129,970,000 円		福利厚生費、旅費交通費		142,846,065 円		役員、職員						
	通信運搬費等	通信運搬費、消耗品費、光熱水料費、広告宣伝費		1,377,059,000 円		通信運搬費、消耗品費、光熱水料費、広告宣伝費		1,149,392,965 円		競争入札による。ただし地方税共同機構会計規則に定める金額の範囲内で随意契約とすることができる。						
	減価償却費等	減価償却費、維持修繕費		5,760,894,000 円		減価償却費、維持修繕費		5,750,772,599 円		競争入札による。ただし地方税共同機構会計規則に定める金額の範囲内で随意契約とすることができる。						
	賃借料			1,286,898,000 円				673,363,560 円		競争入札による。ただし地方税共同機構会計規則に定める金額の範囲内で随意契約とすることができる。						
	保険料・租税公課	保険料・租税公課		1,065,000 円		保険料・租税公課		2,668,800 円		税金等						
	委託費	運用委託費、事務委託費		5,882,905,000 円		運用委託費、事務委託費		5,106,549,466 円		競争入札による。ただし地方税共同機構会計規則に定める金額の範囲内で随意契約とすることができる。						
	支払手数料等	支払手数料、支払負担金、支払助成金		3,130,864,000 円		支払手数料、支払負担金、支払助成金		3,411,176,557 円		競争入札による。ただし地方税共同機構会計規則に定める金額の範囲内で随意契約とすることができる。						
	その他雑費等	雑費、その他事業費		295,786,000 円		雑費、その他事業費		1,579,927 円		競争入札による。ただし地方税共同機構会計規則に定める金額の範囲内で随意契約とすることができる。						
	合計			18,686,246,000 円				16,908,400,382 円								
	積算がない場合の特記事項															

5 負担金の検証について

検証年度	令和7年度実施	検証内容	前年の実績等を確認することで検証を行っている。
------	---------	------	-------------------------